歯科医療機関における
新型コロナウイルス感染症への対応指針
Ver.7(改訂版)

第２次緊急事態宣言中の注意点

令和３年１月　８日 発行
令和３年１月２８日 改訂

公益社団法人神奈川県歯科医師会
新型コロナウイルス感染症対応室

はじめに

世界的な広がりをみせる新型コロナウイルス感染症ですが、東京都をはじめ神奈川県も新規感染確認数（PCR検査陽性者数）が過去最多を更新するなど、未だ収束の兆しが見えない中、1月7日には政府による2度目の緊急事態宣言が発令される事態となりました。
新型コロナウイルス感染症対応室では、県民の公衆衛生維持のための適切な情報発信とともに、会員の皆様が安心して診療に取り組めるよう努めてまいりました。
幸いにも、日本全国でこれまで歯科治療を通じた感染報告はありませんが、歯科医療従事者の感染報告が散見される現状において、状況発生時の迅速かつ的確な対応が重要となります。
そこで今回の対応指針Ver.7では、現在確認のとれる範囲の知見ならびに既出の対応指針Ver.2、Ver.5を基に、濃厚接触者・PCR検査陽性者への対応を付帯し、「第2次緊急事態宣言中の注意点」として提案させていただくこととしました。
我が国の医療崩壊を招かないために歯科医療が果たす役割と責任について冷静にご判断いただき、感染対策に十分留意の上、県民の公衆衛生維持に必要不可欠な歯科医療を提供していただきたく存じます。
新型コロナウイルス感染症の「収束」まで、大きな混乱を生じることなく、地域医療に貢献できることを切に願います。

新型コロナウイルス感染症対応室

この対応指針Ver.7は、令和2年9月4日に発行したVer.6以降の新たな情報をもとに、令和3年1月8日時点でとりまとめ作成しました。
今後の知見や通知に応じて、内容が改められる場合があります。本会ホームページ会員の広場「新型コロナウイルス感染症対応室」から常に最新の情報を得るようにしてください。

Contents

1．　院内で陽性者が出た場合の対応

①発熱などの症状があり感染の疑いがある場合 ---------- 1

②陽性であった場合 ---------- 3

③陰性であった場合 ---------- 3

④濃厚接触者であった場合 ---------- 4

2．　濃厚接触者の定義について

①神奈川県が示す濃厚接触の定義 ---------- 5

②自主的な就業制限並びに施設の使用制限 ---------- 7

3．　会議・研修会などの開催について

①中止・延期の判断 ---------- 8

②開催方法 ---------- 8

③開催時の感染防止対策 ---------- 9

4．　歯科診療を行う上での注意点

①歯科医療従事者の行動指針 ---------- 11

②健康チェック（問診によるトリアージ） ---------- 12

③診療内容に応じた感染防止策（適切な防護具の選定） ---------- 15

5．　厚労省・神奈川県からの連絡文書など ---------- 17

6．　参考資料など ---------- 18

7．　発熱・せき・咽頭痛（のどの痛み）等がある場合の相談窓口 ---------- 21

（１） 院内で陽性者が出た場合の対応

①感染の疑いがある場合　②陽性であった場合

③陰性であった場合　④濃厚接触者であった場合

神奈川県歯科医師会では、歯科医療機関に関わる就業者及び家族、患者などがPCR陽性となった場合、あるいはその疑いが強い場合に、会員から報告書の提出を求め、疫学的な調査とともに、その対応についてアドバイスや相談を行なってきました。令和3年1月7日までの間に24件の報告がありました。
報告内容については、さまざまなパターンがあり、当事者にとっては一時的な混乱状態に陥る場合もあります。結果的に休業を余儀なくされるケースもあれば、特段の就業制限もなく通常診療できるケースもあります。
万が一、就業者及び患者などがPCR陽性となった場合であっても、濃厚接触の扱いとなるようなことがなければ、感染のリスクも休業のリスクも下げることができます。
感染の機会を極力減らすとともに、陽性者が発生した時に、冷静な判断で感染拡大防止を第一に考えるためにも、常日頃から備えておいてください。

①発熱などの症状があり感染の疑いがある場合

・事前にかかりつけ医へ連絡し、受診方法を確認して受診する。

・かかりつけ医がいないなど、受診相談先に迷う場合は、「受診相談センター」（次ページ参照）に相談する。

PCR検査を受けて**陽性** ➡ ②陽性であった場合

PCR検査を受けて**陰性** ➡ ③陰性であった場合

医師から**コロナではない**と診断 ➡ 症状が改善するまで**自宅療養**

症状が改善しない時はPCR検査

感染者及び感染疑い者が発生した時の職場の対応マニュアルを作成しておく

歯科医療従事者が感染の疑いのある時は、速やかに管理者へ報告すること

PCR検査を実施することが決定した段階で管理者に報告し、PCRの結果が判明した際には、その結果が陽性、陰性のいかんに関わらず速やかに管理者に報告する

横浜市ホームページより抜粋　　他地域のコールセンターの情報は**１９ページに記載**

Ｑ１ 新型コロナウイルスに感染したかもしれない、と思ったときの相談先は？

Ａ１　**※受診の前には必ず医療機関に電話等でご相談をお願いします！**

〇気になる症状がある場合は、**まずはかかりつけ医**や最寄りの医療機関に**電話等でご相談**ください。

特に基礎疾患をお持ちで、気になる症状等がある方は、お早めにご相談ください。

かかりつけ医がいない方や、休診等で受診できない場合には、

発熱・咳・咽頭痛（喉の痛み）がある方は、

「神奈川県発熱等診療予約センター：0570-048914」（9時～21時）でご相談ください。

発熱・咳・咽頭痛以外で風邪のような症状があるときや、**横浜市保健所から濃厚接触者としての通知が来るといわれた**または**濃厚接触者の可能性がある場合**は、

「横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター：045-550-5530」(24時間対応）にご相談ください。

必要に応じ、**新型コロナウイルス感染症の診療を行う（医師の診察の結果必要と認める場合には検査の実施またはご案内ができる）医療機関をご案内**します。

Ｑ５ 検査はどこで受けられるのか。

Ａ５ 感染を確認するための法に定められたＰＣＲ検査（又は抗原検査）は、**帰国者、濃厚接触者**または、**医師の診察の結果、感染の可能性があると疑う方**に実施しています。

流行地域からの**帰国者又は感染者の濃厚接触者**は、**保健所が帰国者・接触者外来での受診を調整**しています。

それ以外の方については、**受診先で、 医師の診察の結果、検査の必要性があると診断**されれば、次のいずれかで検査を受けていただくことになります。

① 診察医療機関（かかりつけ医）でそのまま検査を受ける

② 診察医療機関から紹介された別の医療機関で検査を受ける

③ 診察医療機関から紹介されたドライブスルー方式の検体採取所で検査を受ける

いずれの場合も**診療、検査には予約が必要**です。　(検査だけはお受けできません。)

なお、この場合は**行政検査（感染症法に基づく陽性判定）**であり、**検査料は無料**ですが**診察費用や初診料等**通常の診察に伴う費用は**窓口負担額が生じます。**

かかりつけ医がいない、診療時間外等で受診ができない場合等は、**神奈川県発熱等診療予約センター（tel:0570-048914　9時～21時）**または、**横浜市コールセンター（tel:045-550-5530　24時間対応）**で、ご相談ください。

自費によるPCR検査をご希望の方は、県歯事務局にご相談ください。

②陽性であった場合

・PCR検査陽性が確認された場合には、感染症法に基づき保健所の指示に従ってください。

・管理者は、感染症法に基づき保健所の指示に従い診療室の消毒を行う義務があります。消毒の範囲や方法については保健所の指示に従ってください。

・また、陽性者の濃厚接触者に当たる者を同定をする必要がありますので、 管理者は出勤簿、アポイント帳などを準備してください。

・陽性者の濃厚接触者に当たる者の定義については、５ページを参照にしてください。

③陰性であった場合

・症状がある場合は、改善するまで**自宅療養**

→ 症状が改善しない時はPCR検査

・症状がない場合は、７～１０日間の**健康観察**

→ 症状が出てきた時はPCR検査

７～１０日間の健康観察期間については、**管理者の判断により就業可能**

・人との接触を極力避け、感染拡大防止に努めること

・健康状態に不安がある者は、無理に就業せずに自宅待機すること

④濃厚接触者であった場合

⑴家族・友人などがPCR検査陽性で自身が濃厚接触者の場合

・保健所の指示に従い速やかにPCR検査を受ける

・万が一陽性だった時に備え、PCR検査陽性者と接触した日以降の自身の濃厚接触者の同定を行ない、速やかに連絡する

・PCR検査陰性であっても、７～１０日間の**健康観察**

・就業者は人との接触を極力避け、感染拡大防止に努めること

⑵職場の者がPCR検査陽性で自身が濃厚接触者の場合

・職場環境の改善を図る必要がある

⑶患者がPCR陽性で自身が濃厚接触者の場合

・診療環境の改善を図る必要がある

７～１０日間の健康観察期間については、**管理者の判断により就業可能**ではあるものの、就業者自身が健康状態に不安がある場合は、無理に就業せずに**自主的に自宅待機**すること

（2） 濃厚接触者の定義について

①神奈川県が示す濃厚接触の定義

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の定義

神奈川県

- ✓ 患者（確定例）と同居
- ✓ 長時間の接触（車内、航空機内等を含む）

- ✓ 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で必要な感染予防策なしで15分以上の接触

- ✓ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ✓ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

出典：国立感染症研究所　感染症疫学センター
新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年5月29日暫定版）

濃厚接触に該当する状況の詳細（医療従事者）

神奈川県

患者（確定例）がマスクを着用していた場合

濃厚接触者に該当

- PPEの着用なし
- サージカルマスクの着用なし
- サージカルマスクは着用、眼の防護もしているがガウンまたは手袋の着用なしで体位交換などの広範囲の身体的接触があった場合

濃厚接触者に該当しない

- サージカルマスクは着用しているが眼の防護なし
- 推奨されているPPEをすべて着用

患者（確定例）がマスクを着用していなかった場合

濃厚接触者に該当

- PPEの着用なし
- サージカルマスクの着用なし
- サージカルマスクは着用しているが眼の防護なし
- サージカルマスクは着用、眼の防護もしているがガウンまたは手袋の着用なしで体位交換などの広範囲の身体的接触があった場合
- 推奨されているPPEをすべて着用しているが大量のエアロゾルを生じる処置を実施し、N95を着用していなかった場合

濃厚接触者に該当しない

- サージカルマスクは着用、眼の防護もしているがガウンまたは手袋の着用なし
- 推奨されているPPEをすべて着用

出典：一般社団法人　日本環境感染学会
医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド　第3版

濃厚接触に該当する状況の詳細（歯科医療）

神奈川県

基本的には、
患者（確定例）がマスクを着用していなかった場合
に準じる。

注水を伴う処置とは、
・歯の切削
・超音波スケーリング
・3wayシリンジを用いた処置
等である。

口腔外バキューム

出典：公益社団法人神奈川県歯科医師会新型コロナウイルス感染症対応室
歯科医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応指針Ver.5(別冊）

濃厚接触者に該当

- 標準予防策に基づくPPEのみ（sPPEに相当）
- グローブ、サージカルマスクは着用しているが眼の保護がない（sPPEに相当）
- グローブ、サージカルマスク、目の保護行っているが、注水を伴う処置を行った場合。（E-PPEに相当）

濃厚接触者に該当しない

- 注水を伴わない処置において、サージカルマスク、グローブに加えて目を防護している。（E-PPEに相当）
- 注水を伴う処置を行い、グローブ、目の保護に加えて、N95マスクを装着していた場合。（Full-PPEに相当）
- 注水を伴う処置を行い、グローブ、サージカルマスク、目の保護に加えて、口腔外バキュームを使用した場合（E-PPEに相当）

濃厚接触者とならないために

神奈川県

- ✓ 感染者のマスク着用の有無でリスク評価がかわる
- ✓ こまめな手洗い・アルコールの手指消毒
- ✓ マスクの着用
- ✓ 職員の食事・休憩は別の場所、時間をずらす
- ✓ トイレ・仮眠室・休憩室などの共有場所の環境の清掃・消毒（1日1回以上）

出典：新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部感染症対策班
「福祉的配慮者療養施設における感染対策　新型コロナウイルス感染症の対策　安心して対応するために」

②自主的な就業制限並びに施設の使用制限

歯科医療機関の自主的な就業制限並びに施設の使用制限に関する神奈川県歯科医師会の考え方（R2.4.7　第38報）

【第１版】Ver1

令和2年4月2日

神奈川県歯科医師会新型コロナウイルス感染症対応室

１　令和２年３月１１日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの連絡通知「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」並びに一般社団法人日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第２版ver2.1」を準用して考える。

２　原則として、すべての患者の診療において標準予防策(スタンダードプリコーション)に基づいている場合は、診察した患者並びに当該医療機関従事者が事後的に新型コロナウイルス感染症陽性者と判明した場合でも、「濃厚接触に該当しない(濃厚接触は発生しなかった)」とされることから、自主的な就業制限並びに施設の使用制限を行う必要はない。
ただし、新型コロナウイルス感染症陽性者の診療に携わった当該医療機関の職員は、濃厚接触者に該当するか否かにかかわらず、毎日検温を実施し、自身の健康管理を強化する。

３　標準予防策(スタンダードプリコーション）の励行が徹底されていないと判断される場合（注1）は、保健所などの指導に従い施設の消毒などを行うとともに、濃厚接触者とされた当該医療従事者については必要があれば検査を行い、当該医療機関管理者(開設者)は当該職員に対し、一定期間就業しないように求める。その期間は概ね１４日間とする。

４　医療機関において患者並びに医療従事者の新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合は、保健所などの下で消毒など行うまでは施設の使用を自主的に制限すべきだが、その消毒の範囲は必ずしも施設全体ではなく、陽性者の動線上にない、また十分に消毒され感染リスクが低いものと当該医療機関管理者(開設者)が判断した部分については、この使用を継続できる。

注1:標準予防策(スタンダードプリコーション)の励行が徹底されているかどうかの判断は、客観性を持って行うこと。
＊「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第２版ver2.1」を準用したが、一般社団法人日本環境感染学会が示したひとつの目安であり、それぞれの施設の対応を制限するものではない。
参考:「医療機関における院内感染対策について」(平成26年12月19日付医政地発1219第1号)、「中小病院/診療所を対象にした医療関連感染制御策指針(マニュアル)2013年度案　2014年3月改訂」・「小規模病院/有床診療所施設内指針(マニュアル)2013年度案　2014年3月改訂」・「無床診療所施設内指針(マニュアル)2013年度案　2014年3月改訂」(「院内感染対策のための指針案の送付について」(平成27年1月5日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡より))、院内感染防止対策のスタンダードVol.45 NO.664(デンタルダイヤモンド社)

（３）　会議・研修会などの開催について

①中止・延期の判断
②開催方法
③開催時の感染防止対策

今般の新型コロナウイルス感染症が収束の兆しが見えず、再び緊急事態宣言の発令となりました。人との接触を極力避け、感染拡大の防止に努めなければなりません。
しかしながら、同時に地域の歯科医療提供体制も維持しなければなりません。
公衆衛生維持向上のために必要な会議・研修会は決して不要不急の事業ではないことから、安易に中止・延期すべきではないと考えます。
中止・延期の判断や、開催方法について本会が示す一つの目安として、今後の意思決定や感染防止の整備にご活用ください。

①中止・延期の判断

緊急事態宣言中において、以下の場合は、中止または延期を検討してください。

・換気の悪い空間で人が密になることが想定される場合
・人と人との濃厚接触が避けられない場合
・飲食を伴う５人以上が集まるイベントの場合
・その他、感染拡大が懸念されるイベントの場合

②開催方法

⑴会議について

緊急事態宣言中においては、原則的にWeb併用あるいはWeb会議を実施してください。
また少人数による対面の会議であっても、参加者が健康状態に不安があるにも関わらず無理して参加することが無いよう、Web併用会議としてください。

⑵研修会などについて

緊急事態宣言中においては、原則的にWeb併用あるいはWeb配信を実施してください。
また、参加者が健康状態に不安があるにも関わらず無理して参加することが無いよう周知を徹底すると共に当日健康チェックシートと検温の準備を必ずするようにしてください。

歯科医師会会務全般（理事会、地域会長会議、委員会、部会等）に関しては、Web会議も活用し、感染防止対策を講じながら開催します。
【会議開催方法】
1. Web会議の開催：Web会議を導入することで、出席者人数を減少させ３密を回避する。
2.会議室の選択：Web会議の環境が不十分な場合や多くの出席者が見込まれる場合には、十分な広さの会議室を準備する。
参考）十分な広さ：出席者の人数が会議室の定員の５０％を超えない。
3. 二元使用：２つの会議室を同時使用し双方の模様をビデオ中継にて視聴する。
4.貸し会議室：出席者が多く予定された会議室が十分な広さを満たさない場合には外部施設を検討する。

以下に通常開催とWebの活用との比較表を列挙します。

	通常開催	Webの活用
時間	集まる時間を設定する	時間さえ合えば、どこにいても開催ができる
場所	決められた場所	ネット環境にあれば、場所は選ばない
準備	会議室の確保とセッティング	パソコン、モバイルデバイス、 インターネット回線
資料	配布資料の印刷またはプロジェクターなど	資料共有、画面共有機能
メリット	相手の表情や態度で理解度や納得具合を確かめられ、会議を円滑に進めやすい	移動時間、交通費の削減、遠距離でも可、紙資料の節約、場所を問わない
デメリット	会議室の確保、スケジュール調整 遠方からの移動時間とコスト	音声品質が十分でないと、音声トラブルが発生し会議の進行を妨げることがある

③開催時の感染防止対策

会議、研修会等の開催にあたっては、下記の感染予防策を講じて下さい。
【感染防止対策】
・三つの密（密集・密接・密閉）を回避すること
・近接した距離での会話は行わないこと
・手指消毒設備を設置すること
・マスクを着用すること
・会議室内を換気すること
・室内での飲食を原則禁止すること
・会議の前後、休憩時間等の交流を極力控えること
・健康チェックシートにて参加者の健康状態を確認すること

感染拡大防止のための当日健康チェックシート

今般のCOVID-19感染症が収束の兆しが見えず、再び緊急事態宣言の発令となりました。当会といたしましても、今まで以上に感染予防に注意が必要な状況となってきました。

この状況に対応するために、当会では全ての来館者に以下の問診票にご協力いただき、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めたいと思います。また、館内では原則飲食は避けていただき、濃厚接触の扱いとなる所作の無いよう心がけてください。

何卒、ご理解ご協力のほどを宜しくお願い致します。

	問診事項	回答欄	
1	現在３７.５度以上の熱がある	はい	いいえ
2	2週間以内に発熱があった	はい	いいえ
3	咳の症状や喉の痛みがある	はい	いいえ
4	最近、味覚や嗅覚に異常を感じる	はい	いいえ
5	強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある	はい	いいえ
6	２週間以内に海外への渡航歴がある	はい	いいえ
7	2週間以内に不特定多数の集まるイベントに参加したことがある	はい	いいえ
8	新型コロナウイルス感染者、またはその疑いがある者との接触がある	はい	いいえ
9	自宅療養中あるいは健康観察期間中である	はい	いいえ

上記の記載に間違いございません。

年　　月　　日

ご署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

神奈川県歯科医師会作成

（４） 歯科診療を行う上での注意点

①歯科医療従事者の行動指針

院内感染防止において最も重要なことは、スタッフ間での感染防止と、外からウイルスを院内に持ち込まないことです。気心の知れたスタッフ間では油断から感染防止の意識が薄れるため、細心の注意が必要です。一人のスタッフの油断から、院内スタッフが全員感染する恐れがあります。

1） 睡眠時間を十分に取り、手洗いを始め正しい生活習慣と規則正しい生活を心がけること。

2） 満員電車や人混みではマスクを装着し、不用意に物に触れないよう心がけること。

3） 全ての職員は出勤時に検温し、体調不良の者は自主的に出勤を控えること。

4） 発熱や上気道症状等の症状が発現した場合は、自主的に出勤を控えること。

5） スタッフルーム等、バックヤードであっても職員同士の濃厚接触は避けること。

6） 休憩時間、就業前後などマスクを装着していない時は、他の職員との接触は避けること。

7） 換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間や、不特定多数の人が密に接触する場所で開催されるイベント等には、極力参加しないこと。

8） 新規採用者の就業開始にあたり、最近の海外渡航の有無を必ず確認し、渡航先や体調等について問い合わせ、必要に応じて自宅待機や検査を受けること 等を指示すること。

（４） 歯科診療を行う上での注意点

②健康チェック（問診によるトリアージ）

令和２年４月６日付　厚生労働省医政局歯科保健課からの事務連絡「歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策について」２の（１）より歯科診療の実施前には患者の状態について確認することの重要性が示されており、その際、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合については、速やかに「神奈川県発熱等診療予約センター」（TEL：0570-048914）にご相談いただくよう、患者に伝えることが求められています。

自院で診療が行えると判断したときは、診療室の定期的な換気を実施するとともに、診療の内容に応じて、感染リスクを減らすための対策を適切に行うこととされています。なお感染が強く疑われる時は歯科医師の判断により、応急処置に留めることや、緊急性がないと考えられる治療については延期することなども考慮してください。

問診
（感染拡大防止のための受診当日問診票<次ページ>を参照）

・感染症疑いの基準
（発熱・咳・息苦しさ、味・におい・渡航歴）
・陽性患者との濃厚接触

感染の疑いがない
と思われる場合

・スタンダードプリコーション（標準的予防策）
に基づく通常診療

感染の疑いがある
と思われる場合

・診療中止・延期の検討
・行政の相談窓口の紹介
１９～２０ページ参照

＊スタンダードプリコーションについてはこちらもご参照ください。
「新型インフルエンザ等発生時に初期対応を行う「検疫所」「医療機関」「保健所」における感染対策に関する手引き」(平成27年３月 暫定1.0版)」
【三重大学医学部付属病院感染制御部HP】https://www.medic.mie-u.ac.jp/kansen-seigyo/research/images/2015.6%20influenza_kansentaisaku.pdf
【厚生労働省】
https://www.mhlw.go.jp/content/000501120.pdf
＊新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について
【厚生労働省】https://www.mhlw.go.jp/content/000607654.pdf

・問診票については、一つの例であり、ご自身で随時必要な項目を加えてください。

感染拡大防止のための受診当日問診票

今般のCOVID-19感染症が世界的に拡がり、専門家の議論を経ても全く先が見通せない状況です。歯科医院においても、今まで以上に感染予防に注意が必要な状況となってきました。
この状況に対応するために、当院では全ての患者様に以下の問診票にご協力いただき、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めたいと思います。これを機に更なる安心、安全な歯科医療の提供を行ってまいります。
何卒、ご理解ご協力のほど宜しくお願い致します。

	問診事項	回答欄	
1	基礎疾患・免疫疾患がある	はい	いいえ
2	３７．５度以上の熱がある	はい	いいえ
3	喉の症状や喉の痛みがある	はい	いいえ
4	最近、味やにおいが判らなくなった	はい	いいえ
5	強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある	はい	いいえ
6	２週間以内に海外への渡航歴がある	はい	いいえ
7	新型コロナウイルス感染者、またはその疑いがある者との接触がある	はい	いいえ
8	COVID-19感染症陽性と診断されたことがある	はい	いいえ

上記の記載に間違いございません。

年　　月　　日

ご署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

プレチェックトリアージ

診療当日問診票

体温測定

お薬手帳など

感染拡大防止のための受診当日問診票

今般のCOVID-19感染症が世界的に拡がり、専門家の議論を経ても全く先が見通せない状況です。歯科医院においても、今まで以上に感染予防に注意が必要な状況となってきました。
この状況に対応するために、当院では全ての患者様に以下の問診票にご協力いただき、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めたいと思います。これを機に更なる安心、安全な歯科医療の提供を行ってまいります。
何卒、ご理解ご協力のほどを宜しくお願い致します。

	問診事項	回答欄	
1	基礎疾患・免疫疾患がある	はい	いいえ
2	３７.５度以上の熱がある	はい	いいえ
3	咳の症状や喉の痛みがある	はい	いいえ
4	強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある	はい	いいえ
5	２週間以内に海外への渡航歴がある	はい	いいえ
6	新型コロナウイルス感染者、またはその疑いがある者との接触がある	はい	いいえ
7	COVID-19感染症陽性と診断されたことがある	はい	いいえ

上記の記載に間違いございません。

年　月　日

ご署名：

コロナの疑い
濃厚・陽性確定

コロナの疑い
未確認

コロナの疑いなし
有病者

コロナの疑いなし
健常者

感染予防対策

通常診療不可

感染厳重注意

感染厳重注意

通常通り

電話診療
投薬のみ

個室(隔離)で
診療

PCRセンターへ
紹介

タービン使用
（エアロゾル発生）

スケーラー使用
（エアロゾル発生）

口腔外バキューム
（個室推奨）

NOエアロゾル診療
（キュレットなど）

時間差診療
（同時刻１患者）

隔離診療
（個室など）

診療内容に応じた
感染防止策（次ページ）

（4） 歯科診療を行う上での注意点

③診療内容に応じた感染防止策（適切な防護具の選定）

歯科診療における適切な感染予防策の選定(Ver.4 4ページ 2-8-3)
時限的な神奈川県歯科医師会の考え方

感染予防策の選定は処置による感染リスクに応じてなされるべきである。 本提言では、歯科診療における PPE を目的に応じて以下のように表記する。
また合わせて適宜、口腔外バキュームの併用を推奨する。

現在の医療物資の供給体制からみて、全ての歯科治療でFull PPEを消費することは適切とは言えない。治療内容に応じた感染防護具の使用（消費）を行うべきである。

	確定・疑い		未確認		陰性・回復者	
	AGPあり	AGPなし	AGPあり	AGPなし	AGPあり	AGPなし
非流行地域	Full PPE 口腔外バキューム	EB PPE 口腔外バキューム	E PPE 口腔外バキューム	E PPE	E PPE	s PPE
流行地域	Full PPE 口腔外バキューム	EB PPE 口腔外バキューム	※EB PPE 口腔外バキューム	E PPE	E PPE 口腔外バキューム	E PPE
蔓延地域	Full PPE 口腔外バキューム	EB PPE 口腔外バキューム	※EB PPE 口腔外バキューム	E PPE	E PPE 口腔外バキューム	E PPE

※口腔外バキュームを有効に併用できる場合は、医療物資の供給量に応じて＜EB PPE＞と＜E PPE＞を選択する※

◆本指針で用いる用語の解説

1. 感染状況による地域区分

各地域の感染状況によって、3つに区分し、対応することとする。

- **非流行地域**：コロナウイルス感染症の非流行地域
- **流行地域**：コロナウイルス感染症の流行発生地域
- **蔓延地域**：コロナウイルス感染症の蔓延地域

2. 新型コロナウイルス感染確認状況による区分

確定・疑い：新型コロナウイルス感染と診断あるいは疑い例(臨床症状ありあるいは感染者との濃厚 接触あり)

未確認：新型コロナウイルス感染未確認例(臨床症状なし)

陰性・回復者：新型コロナウイルス感染陰性、あるいは陽性と診断されたがその後、PCR 陰性確認後2週間経過した例

３.AGP：エアロゾルが発生する手技 (Aerosol generating procedures)について

新型コロナウイルスは接触感染が主であるが、エアロゾル(5 マイクロメートル以下の粒子) に吸着することで長時間空間を浮遊し感染リスクが高まる可能性が示唆されている。歯科診療においてエアロゾルを発生する手技として、タービン、超音波スケーラー、３WAYシリンジなどが挙げられる。

4. 個人防護具(PPE)について

本提言では，歯科診療における PPE を目的に応じて以下のように表記する。

sPPE：標準予防策に基づく PPE(standard PPE)

「サージカルマスク、手袋、眼鏡等」

E-PPE：sPPE に眼の保護(E)を加えた PPE

「サージカルマスク、手袋、フェースシールド or ゴーグル」

EB-PPE：sPPE に眼の保護(E)，身体の保護(B)を加えた PPE

「サージカルマスク、手袋、フェースシールド or ゴーグル、 ガウン or エプロン」

(エプロンの使用後は 上肢露出部皮膚を洗浄のこと)

Full-PPE：陽性・疑い濃厚患者のエアロゾル感染に対応した予防策

「N95 マスク、 帽子、 手袋二重、フェースシールド±ゴーグル、 不浸透性長袖ガウン」

・鼻腔・口腔保護:N95 マスクまたは電動ファン付呼吸用保護具(PAPR)

・眼球保護:フェースシールド＋ゴーグル

・身体の保護:不浸透性長袖ガウン

・頭部の露出保護:手術用帽子を装着.装着後も頭髪の露出に注意する

5.口腔外バキュームについて

歯科診療で発生するエアロゾルを除去する装置として口腔外バキュームは有効である。適切な方法で口腔内バキュームと併用することにより、細菌の検出を９０％以上減少できるとされている。

5、厚労省・神奈川県からの連絡文書など

2021.01.06
新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る本県の対応について
https://member.dent-kng.or.jp/p/18151

2021.01.06
「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」等の期限延長に関する周知への御協力について
https://member.dent-kng.or.jp/p/18141

2020.12.25
新型コロナウイルス感染症に関する自費検査について（情報提供）
https://member.dent-kng.or.jp/p/18047

2020.12.18
医療機関、高齢者施設等における検査対象者の取扱いについて
https://member.dent-kng.or.jp/p/17775

2020.11.30
新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について（お願い）
https://member.dent-kng.or.jp/p/17588

2020.10.22
医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について
https://member.dent-kng.or.jp/p/17269

６、参考資料など

2021.01.06
「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第４.1版」の周知について
https://member.dent-kng.or.jp/p/18145

2020.12.22
年末、年始に向けて（重ねてのお願い）
https://member.dent-kng.or.jp/p/17840

2020.08.12
新型コロナウイルス感染症の再拡大を受けて
https://member.dent-kng.or.jp/p/16433

「積極的疫学調査」について

積極的疫学調査の神奈川モデル

第20回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議
（令和２年11月20日）資料抜粋

神奈川県

積極的疫学調査の目的

- 接触者、濃厚接触者を突き止めさらなる感染拡大を阻止

一般社会へのウイルス蔓延

- 疫学調査にて原因不明50%以上
- 感染経路の多様化

積極的疫学調査の質的低下

- 調査実施の遅延
- 簡便な調査

市中一般患者の積極的疫学調査の意義低下

積極的疫学調査の神奈川モデル

第20回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議
（令和２年11月20日）資料抜粋

神奈川県

積極的疫学調査＆検査の重点化

高優先
① 医療機関（特に高齢者が多い施設）
② 高齢者施設・福祉施設等

中優先
学校/幼稚園・保育園の教員等

低優先
市中の一般感染

県と各保健所の協議で積極的疫学調査の重点化を実施可能にする

＋

① 集中検査対応を強化

- 迅速
- 広範囲

② 優先すべき予防的検査

- 蔓延防止対策が困難

精神・知的障害児者関連施設

令和３年１月9日から
全保健所において、積極的疫学調査の対象を絞ります！！

神奈川県

高優先
① 医療機関（特に高齢者が多い施設）
② 高齢者施設・福祉施設等

中優先
学校/幼稚園・保育園の教員等

→ 積極的疫学調査実施

市中の一般感染患者の濃厚接触者

- ✓ 同居家族
- ✓ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA)の通知を受信した方

令和３年１月9日から
全保健所において、積極的疫学調査の対象を絞ります！！

神奈川県

同居家族

保健所の指示に従ってください。

COCOAの通知を受信した方

お住いの所管するコールセンターへ連絡をお願いします。

✓14日間の不要不急の自宅外出は控えて自宅待機をお願いします。
✓毎日、体温測定を含めた体調確認をお願いします。

7、発熱・せき・咽頭痛（のどの痛み）等がある場合の相談窓口

●神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル
0570-056774（24時間）

●神奈川県発熱等診療予約センター
0570-048914(9:00～21:00)

●横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター
045-550-5530　（24時間対応　土日、祝日含む）

●川崎市新型コロナウイルス感染症コールセンター
044-200-0730　（24時間対応　土日・祝日含む）

●相模原市新型コロナウイルス感染症相談センター
042-769-9237　（24時間対応）

●横須賀市保健所　帰国者・接触者相談センター
046-822-4308　（平日　8:30～20:00、土休日　9:00～17:00）

●藤沢コロナ受診相談センター
0466-50-8200　（9:00～21:00　土日休日を含む）

●茅ヶ崎市
保健所コロナ受診相談センター（茅ヶ崎市・寒川町にお住まいの皆さん）
0467-55-5395　（9:00～21:00　土日祝日も実施）

●逗子市　市役所
046-873-1111

●三浦市　鎌倉保健福祉事務所三崎センター
　046-882-6811 （平日8：30～17：15）

●秦野市
新型コロナウイルス感染症に係る市民問い合わせ専用ダイヤル
　0463（82）9615（平日8：30～17：00）
　0463（82）5111（平日17時以降及び土日・祝日）

●大和市新型コロナウイルス総合相談窓口
　046-261-8009（月～金8:30～17:15、祝日を除く）
やまと24時間健康相談
　0120-244-810（24時間・365日）

●伊勢原市電話相談窓口（コールセンター）
　0463-92-1119（（平日8：45～17：00）

●海老名市新型コロナウイルス感染症コールセンター
　046-235-5234（平日9：00～17：00、土曜9：00～12：00）

●綾瀬市　あやせ24時間健康相談
　0120-1192-61

●山北町健康福祉センター
　0465-75-0822（平日8：30～17：15）

歯科医療機関における
新型コロナウイルス感染症への対応指針Ver.7
第２次緊急事態宣言中の注意点

発行日　令和３年１月８日
編集者　公益社団法人神奈川県歯科医師会
新型コロナウイルス感染症対応室
・なお、掲載されている学会等からの知見等の掲載は、本書の発行の主旨に基づき、承諾を得ています。
・無断転載を禁止します。
・本書についてのお問合せは、神奈川県歯科医師会(電話045-681-2172)までお願いいたします。